

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年3月27日
【会社名】	インフォテリア株式会社
【英訳名】	Infoteria Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 執行役員 社長 平野 洋一郎
【本店の所在の場所】	東京都品川区大井一丁目47番1号
【電話番号】	03-5718-1250
【事務連絡者氏名】	執行役員 コーポレート本部長 齊藤 裕久
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大井一丁目47番1号
【電話番号】	03-5718-1650
【事務連絡者氏名】	執行役員 コーポレート本部長 齊藤 裕久
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	(第17回新株予約権) その他の者に対する割当 2,640,000円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 499,440,000円 (第18回新株予約権) その他の者に対する割当 3,770,000円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 972,920,000円 (注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年3月19日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、当社普通株式の上場市場が2018年3月26日に変更され、また、新株予約権の募集条件、その他新株予約権発行に関し必要な事項が2018年3月27日に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券（第17回新株予約権）

(1) 募集の条件

(2) 新株予約権の内容等

2 新規発行新株予約権証券（第18回新株予約権）

(1) 募集の条件

(2) 新株予約権の内容等

3 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

募集又は売出しに関する特別記載事項

東京証券取引所における市場変更について

第3 第三者割当の場合の特記事項

3 発行条件に関する事項

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権)】

(1)【募集の条件】

<訂正前>

発行数	4,000個(新株予約権1個につき普通株式100株)
発行価額の総額	2,616,000円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、発行価額に4,000を乗じた金額とする。)
発行価格	本新株予約権1個当たり654円(本新株予約権の目的である株式1株当たり6.54円)とするが、2018年3月27日から2018年3月29日までのいずれかの日(以下「条件決定日」という。)における当社取締役会にて、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」記載の方法と同様の方法で算定された結果が654円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2018年4月10日から2018年4月12日までのいずれかの日とする。但し、条件決定日の14日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	インフォテリア株式会社 経営管理部 東京都品川区大井一丁目47番1号
払込期日	2018年4月11日から2018年4月13日までのいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
割当日	2018年4月11日から2018年4月13日までのいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
払込取扱場所	三菱UFJ信託銀行株式会社 本店営業部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

(注)1. インフォテリア株式会社第17回新株予約権(以下「第17回新株予約権」といい、文脈に応じて個別に又はインフォテリア株式会社第18回新株予約権(以下「第18回新株予約権」という。)と総称して「本新株予約権」という。)は、2018年3月19日(月)(以下「発行決議日」という。)付の当社取締役会において発行を決議しております。

(後略)

<訂正後>

発行数	4,000個(新株予約権1個につき普通株式100株)
発行価額の総額	2,640,000円
発行価格	本新株予約権1個当たり660円(本新株予約権の目的である株式1株当たり6.60円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2018年4月10日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	インフォテリア株式会社 経営管理部 東京都品川区大井一丁目47番1号
払込期日	2018年4月11日
割当日	2018年4月11日
払込取扱場所	三菱UFJ信託銀行株式会社 本店営業部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

(注)1. インフォテリア株式会社第17回新株予約権(以下「第17回新株予約権」といい、文脈に応じて個別に又はインフォテリア株式会社第18回新株予約権(以下「第18回新株予約権」という。)と総称して「本新株予約権」という。)は、2018年3月19日(月)(以下「発行決議日」という。)付の当社取締役会及び2018年3月27日(火)(以下「条件決定日」という。)付の当社取締役会において発行を決議しております。

(後略)

(2)【新株予約権の内容等】

<訂正前>

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式400,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、割当株式数は、調整されることがある。)。なお、行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加する。 2 本新株予約権の行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、修正日(別記「(注)6.本新株予約権の行使請求の効力発生時期」に定義する。以下同じ。)、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日を行い、以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権)」において、「算定基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権)」において、「修正後行使価額」という。)に修正される。 3 行使価額の修正頻度：行使の際に別記「(注)6.本新株予約権の行使請求の効力発生時期」記載の行使請求の効力が発生する都度、修正される。 4 行使価額の下限：本新株予約権の下限行使価額は、条件決定基準株価(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)に相当する金額(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権)」において、「下限行使価額」という。)とし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整される。 5 割当株式数の上限：本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式400,000株(本有価証券届出書提出日現在の発行済株式総数に対する割合は2.29%)、割当株式数は100株で確定している。 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：497,816,000円(但し、この金額は、本欄第4項に従って決定される下限行使価額のうち、2018年3月16日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である1,238円を基準として計算した金額であり、実際の金額は条件決定日に確定する。また、本新株予約権は行使されない可能性がある。) 7 本新株予約権には、当社取締役会の決議等により本新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
--------------------------	---

(中略)

新株予約権の行使時の払込金額	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。 (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権)」において、「行使価額」という。)は、当初2018年3月16日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値、又は条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)のいずれか高い額(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権)」において、「条件決定基準株価」という。)に相当する金額とする。但し、行使価額は、本欄第2項又は第3項に従い、修正又は調整される。
----------------	--

(中略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	497,816,000円（本有価証券届出書提出日現在における見込額である。） 上記金額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記発行価額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記発行価額の総額は減少する。
---------------------------------	---

(中略)

新株予約権の行使期間	割当日の翌銀行営業日から2020年4月13日（但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）まで。但し、行使期間の最終日が銀行休業日である場合にはその前銀行営業日を最終日とする。
------------	--

(中略)

(注) 1. 本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由

(中略)

(2) 本新株予約権の商品性

本スキームは、当社が割当予定先に行使期間を2年間とする第17回及び第18回新株予約権を割当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。第17回及び第18回新株予約権の概要は以下のとおりです。

() 第17回新株予約権

第17回新株予約権の行使価額は、東京証券取引所における市場変更及び当該市場変更に伴う記念配当を含む配当予想の修正の影響を織り込むため、当初、条件決定基準株価に相当する金額に設定していますが、修正日に、算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。）に修正されます。但し、かかる修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。

() 第18回新株予約権

第18回新株予約権の行使価額は、当社の過去の株価動向やボラティリティを考慮するとともに、東京証券取引所における市場変更及び当該市場変更に伴う記念配当を含む配当予想の修正の影響を織り込んだ上で、将来の業績向上を期待し、当初、条件決定基準株価の120%に相当する金額（円位未満小数第1位を切り上げる。）に設定していますが、修正日に、算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。）に修正されます。但し、かかる修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。

(中略)

なお、当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生效后に、本新株予約権買取契約を締結するとともに、下記概要の覚書を締結する予定です。

覚書に基づく行使禁止について

当社は、取締役会決議により、割当予定先に対し、何度でも、本新株予約権の行使を禁止する旨の通知（以下「行使禁止通知」という。）を行うことができます。

行使禁止通知において、当社は割当予定先に本新株予約権について権利行使を禁止する期間（以下「行使禁止期間」という。）を指定します。当社が行使禁止通知を行った場合には、割当予定先は、行使禁止期間において本新株予約権を行使することができません。

なお、いずれの行使禁止期間の開始日も、割当日の翌銀行営業日以降の日とし、いずれの行使禁止期間の終了日も、2020年3月13日以前の日とします。また、当社が当社取締役会の決議により行使禁止通知を行った場合、当社は当該決議の日にその旨開示するものとします。当社は、行使禁止通知を取締役会決議により撤回、取り消し又は変更することができます。

覚書に基づく取得請求について

割当日の翌銀行営業日より1年11ヶ月後の応当日（同日を含む。）以降2020年3月23日（同日を含み、かつ、同日必着とする。）までの期間内の取引日のいずれかにおいて、割当予定先は、当社に対し、本新株予約権の取得を請求する旨の通知（以下「取得請求通知」という。）を行うことができます。

割当予定先が取得請求通知を行った場合には、当社は、取得請求通知を受領した日から3週間以内に本新株予約権の発行要項に従い、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより残存する本新株予約権の全部を取得しなければなりません。

(3) 本新株予約権を選択した理由

(中略)

(第17回新株予約権及び第18回新株予約権の共通する主な特徴)

希薄化への配慮

割当予定先と当社との間で締結する予定の覚書により、当社は行使禁止期間を定めることができます。これにより、当社による希薄化のコントロールが一定程度、可能となります。また、下限行使価額が条件決定基準株価に相当する金額に設定されている第17回新株予約権のみによって下記「3 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載の使途に使用する資金の全てを調達する場合に比べ、当該資金の一部を、下限行使価額が条件決定基準株価の120%に相当する金額に設定されている第18回新株予約権によって調達することにより、より希薄化に配慮することが可能となると考えました。

(中略)

(第18回新株予約権特有の主な特徴)

第18回新株予約権の当初行使価額及び下限行使価額は、条件決定基準株価の120%に相当する金額に設定されており、現行水準よりも株価が上昇した場合における資金調達を見込むものです。株価が上昇してから新株発行の準備を開始した場合、発行手続に一定の期間が必要となるため、その期間中の株価変動等により、資金調達機会を逸してしまう可能性があります。これに対し、株価上昇を見込んだ行使価額を設定した本新株予約権をあらかじめ発行しておくことで、株価上昇後に機動的に資金調達を行うことが可能となります。また、希薄化に配慮し、行使価額が条件決定基準株価の120%に相当する金額に設定されるため、第18回新株予約権を第17回新株予約権と組み合わせることによって、既存株主への配慮及び資金調達の蓋然性のバランスをとることが可能となります。

本スキームには下記のデメリットが存在しますが、上記のとおり、当社にとって当該デメリットを上回る優位性が評価できるものと考えております。

(本スキームのデメリット)

本新株予約権の発行時点では本新株予約権の発行価額の総額だけの資金調達となり、その後の権利行使の進捗により、資金調達・資本増強の目的を実現することになります。割当予定先は権利行使を行う義務は負っておらず、市場環境等を考慮しながら権利行使を行うスキームとなっており、権利行使が完了するまでには一定の期間を要することが想定されます。また、株価が下限行使価額を下回って推移した場合、権利行使が行われないこととなることと、特に本スキームにおいては、第18回新株予約権の下限行使価額が条件決定基準株価の120%に相当する金額に設定されているため、下限行使価額が条件決定基準株価に相当する金額に設定されている第17回新株予約権のみによって資金調達を行う場合に比べ、株価がより大きく上昇しない限り権利行使が行われないこととなります。この場合、調達額が予定額を下回る可能性があります。

(後略)

<訂正後>

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式400,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、割当株式数は、調整されることがある。)。なお、行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加する。 2 本新株予約権の行使価額の修正基準:本新株予約権の行使価額は、修正日(別記「(注)6.本新株予約権の行使請求の効力発生時期」に定義する。以下同じ。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権)」において、「算定基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権)」において、「修正後行使価額」という。)に修正される。 3 行使価額の修正頻度:行使の際に別記「(注)6.本新株予約権の行使請求の効力発生時期」記載の行使請求の効力が発生する都度、修正される。 4 行使価額の下限:本新株予約権の下限行使価額は、条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額である1,242円(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権)」において、「下限行使価額」という。)とし(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(3)号を参照)、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整される。 5 割当株式数の上限:本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式400,000株(本有価証券届出書提出日現在の発行済株式総数に対する割合は2.29%)、割当株式数は100株で確定している。 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額):499,440,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。) 7 本新株予約権には、当社取締役会の決議等により本新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
---------------------------------	--

(中略)

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。 (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権)」において、「行使価額」という。)は、当初1,242円とする。但し、行使価額は、本欄第2項又は第3項に従い、修正又は調整される。
-----------------------	--

(中略)

<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>499,440,000円</p> <p>上記金額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記発行価額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記発行価額の総額は減少する。</p>
--	--

(中略)

新株予約権の行使期間	2018年4月12日から2020年4月13日（但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）まで。但し、行使期間の最終日が銀行休業日である場合にはその前銀行営業日を最終日とする。
------------	--

（中略）

（注）1．本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由

（中略）

（2）本新株予約権の商品性

本スキームは、当社が割当予定先に行使期間を2年間とする第17回及び第18回新株予約権を割当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。第17回及び第18回新株予約権の概要は以下のとおりです。

（ ）第17回新株予約権

第17回新株予約権の行使価額は当初1,242円ですが、修正日に、算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。）に修正されます。但し、かかる修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。

（ ）第18回新株予約権

第18回新株予約権の行使価額は、当社の過去の株価動向やボラティリティを考慮するとともに、将来の業績向上を期待し、当初1,491円としていますが、修正日に、算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。）に修正されます。但し、かかる修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。

（中略）

なお、当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生效后に、本新株予約権買取契約を締結するとともに、下記概要の覚書を締結する予定です。

覚書に基づく行使禁止について

当社は、取締役会決議により、割当予定先に対し、何度でも、本新株予約権の行使を禁止する旨の通知（以下「行使禁止通知」という。）を行うことができます。

行使禁止通知において、当社は割当予定先に本新株予約権について権利行使を禁止する期間（以下「行使禁止期間」という。）を指定します。当社が行使禁止通知を行った場合には、割当予定先は、行使禁止期間において本新株予約権を行使することができません。

なお、いずれの行使禁止期間の開始日も、2018年4月12日以降の日とし、いずれの行使禁止期間の終了日も、2020年3月13日以前の日とします。また、当社が当社取締役会の決議により行使禁止通知を行った場合、当社は当該決議の日とその旨開示するものとします。当社は、行使禁止通知を取締役会決議により撤回、取り消し又は変更することができます。

覚書に基づく取得請求について

2020年3月12日（同日を含む。）以降2020年3月23日（同日を含み、かつ、同日必着とする。）までの期間内の取引日のいずれかにおいて、割当予定先は、当社に対し、本新株予約権の取得を請求する旨の通知（以下「取得請求通知」という。）を行うことができます。

割当予定先が取得請求通知を行った場合には、当社は、取得請求通知を受領した日から3週間以内に本新株予約権の発行要項に従い、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより残存する本新株予約権の全部を取得しなければなりません。

（3）本新株予約権を選択した理由

（中略）

（第17回新株予約権及び第18回新株予約権の共通する主な特徴）

希薄化への配慮

割当予定先と当社との間で締結する予定の覚書により、当社は行使禁止期間を定めることができます。これにより、当社による希薄化のコントロールが一定程度、可能となります。また、下限行使価額が条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額に設定されている第17回新株予約権のみによって下記「3 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載の使途に使用する資金の全てを調達する場合に比べ、当該資金の一部を、下限行使価額が条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の120%に相当する金額に設定されている第18回新株予約権によって調達することにより、より希薄化に配慮することが可能となると考えました。

（中略）

（第18回新株予約権特有の主な特徴）

第18回新株予約権の当初行使価額及び下限行使価額は、条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の120%に相当する金額に設定されており、現行水準よりも株価が上昇した場合における資金調達を見込むものです。株価が上昇してから新株発行の準備を開始した場合、発行手続に一定の期間が必要となるため、その期間中の株価変動等により、資金調達機会を逸してしまう可能性があります。これに対し、株価上昇を見込んだ行使価額を設定した本新株予約権をあらかじめ発行しておくことで、株価上昇後に機動的に資金調達を行うことが可能となります。また、希薄化に配慮し、行使価額が条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の120%に相当する金額に設定されるため、第18回新株予約権を第17回新株予約権と組み合わせることによって、既存株主への配慮及び資金調達の蓋然性のバランスをとることが可能となります。

本スキームには下記のデメリットが存在しますが、上記のとおり、当社にとって当該デメリットを上回る優位性が評価できるものと考えております。

(本スキームのデメリット)

本新株予約権の発行時点では本新株予約権の発行価額の総額だけの資金調達となり、その後の権利行使の進捗により、資金調達・資本増強の目的を実現することになります。割当予定先は権利行使を行う義務は負っておらず、市場環境等を考慮しながら権利行使を行うスキームとなっており、権利行使が完了するまでには一定の期間を要することが想定されます。また、株価が下限行使価額を下回って推移した場合、権利行使が行われないこととなること、特に本スキームにおいては、第18回新株予約権の下限行使価額が条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の120%に相当する金額に設定されているため、下限行使価額が条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額に設定されている第17回新株予約権のみによって資金調達を行う場合に比べ、株価がより大きく上昇しない限り権利行使が行われないこととなります。この場合、調達額が予定額を下回る可能性があります。

(後略)

2【新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権)】

(1)【募集の条件】

<訂正前>

発行数	6,500個(新株予約権1個につき普通株式100株)
発行価額の総額	3,724,500円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、発行価額に6,500を乗じた金額とする。)
発行価格	本新株予約権1個当たり573円(本新株予約権の目的である株式1株当たり5.73円)とするが、条件決定日における当社取締役会にて、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」記載の方法と同様の方法で算定された結果が573円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2018年4月10日から2018年4月12日までのいずれかの日とする。但し、条件決定日の14日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	インフォテリア株式会社 経営管理部 東京都品川区大井一丁目47番1号
払込期日	2018年4月11日から2018年4月13日までのいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
割当日	2018年4月11日から2018年4月13日までのいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
払込取扱場所	三菱UFJ信託銀行株式会社 本店営業部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

(注)1. 第18回新株予約権(以下、文脈に応じて個別に又は第17回新株予約権と総称して「本新株予約権」という。)は、発行決議日付の当社取締役会において発行を決議しております。

(後略)

<訂正後>

発行数	6,500個(新株予約権1個につき普通株式100株)
発行価額の総額	3,770,000円
発行価格	本新株予約権1個当たり580円(本新株予約権の目的である株式1株当たり5.80円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2018年4月10日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	インフォテリア株式会社 経営管理部 東京都品川区大井一丁目47番1号
払込期日	2018年4月11日
割当日	2018年4月11日
払込取扱場所	三菱UFJ信託銀行株式会社 本店営業部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

(注)1. 第18回新株予約権(以下、文脈に応じて個別に又は第17回新株予約権と総称して「本新株予約権」という。)は、発行決議日付の当社取締役会及び条件決定日付の当社取締役会において発行を決議しております。

(後略)

(2)【新株予約権の内容等】

<訂正前>

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式650,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、割当株式数は、調整されることがある。)。なお、行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加する。 2 本新株予約権の行使価額の修正基準:本新株予約権の行使価額は、修正日(別記「(注)6.本新株予約権の行使請求の効力発生時期」に定義する。以下同じ。)、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日を行い、以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権)」において、「算定基準日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権)」において、「修正後行使価額」という。)に修正される。 3 行使価額の修正頻度:行使の際に別記「(注)6.本新株予約権の行使請求の効力発生時期」記載の行使請求の効力が発生する都度、修正される。 4 行使価額の下限:本新株予約権の下限行使価額は、条件決定基準株価(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)の120%に相当する金額(円位未満小数第1位を切り上げる。)(以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権)」において、「下限行使価額」という。)とし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整される。 5 割当株式数の上限:本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式650,000株(本有価証券届出書提出日現在の発行済株式総数に対する割合は3.72%)、割当株式数は100株で確定している。 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額):969,624,500円(但し、この金額は、本欄第4項に従って決定される下限行使価額のうち、2018年3月16日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の120%に相当する金額を基準として計算した金額であり、実際の金額は条件決定日に確定する。また、本新株予約権は行使されない可能性がある。) 7 本新株予約権には、当社取締役会の決議等により本新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照。)
--------------------------	--

(中略)

新株予約権の行使時の払込金額	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。 (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権)」において、「行使価額」という。)は、当初2018年3月16日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値、又は条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)のいずれか高い額(以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権)」において、「条件決定基準株価」という。)の120%に相当する金額(円位未満小数第1位を切り上げる。)とする。但し、行使価額は、本欄第2項又は第3項に従い、修正又は調整される。
----------------	---

(中略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	969,624,500円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。) 上記金額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記発行価額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記発行価額の総額は減少する。
---------------------------------	---

(中略)

新株予約権の行使期間	割当日の翌銀行営業日から2020年4月13日(但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)まで。但し、行使期間の最終日が銀行休業日である場合にはその前銀行営業日を最終日とする。
------------	--

(後略)

<訂正後>

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式650,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、割当株式数は、調整されることがある。)。なお、行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加する。 2 本新株予約権の行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、修正日(別記「(注)6.本新株予約権の行使請求の効力発生時期」に定義する。以下同じ。)、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日を行い、以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権)」において、「算定基準日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権)」において、「修正後行使価額」という。)に修正される。 3 行使価額の修正頻度：行使の際に別記「(注)6.本新株予約権の行使請求の効力発生時期」記載の行使請求の効力が発生する都度、修正される。 4 行使価額の下限：本新株予約権の下限行使価額は、条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の120%に相当する金額(円位未満小数第1位を切り上げる。)である1,491円(以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権)」において、「下限行使価額」という。)とし(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(3)号を参照)、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整される。 5 割当株式数の上限：本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式650,000株(本有価証券届出書提出日現在の発行済株式総数に対する割合は3.72%)、割当株式数は100株で確定している。 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：972,920,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。) 7 本新株予約権には、当社取締役会の決議等により本新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照。)
--------------------------	---

(中略)

新株予約権の行使時の払込金額	1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額 (1) 本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。 (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額(以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権)」において、「行使価額」という。)は、当初1,491円とする。但し、行使価額は、本欄第 2 項又は第 3 項に従い、修正又は調整される。
----------------	--

(中略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	972,920,000円 上記金額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第 2 項又は第 3 項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記発行価額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記発行価額の総額は減少する。
---------------------------------	---

(中略)

新株予約権の行使期間	2018年4月12日から2020年4月13日(但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)まで。但し、行使期間の最終日が銀行休業日である場合にはその前銀行営業日を最終日とする。
------------	--

(後略)

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<訂正前>

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,467,440,500	12,000,000	1,455,440,500

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額（第17回新株予約権及び第18回新株予約権の合計6,340,500円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（第17回新株予約権及び第18回新株予約権の合計1,461,100,000円）を合算した金額です。
2. 払込金額の総額の算定に用いた本新株予約権の発行価額の総額は、発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値等の数値を前提として算定した見込額です。実際の発行価額の総額は、条件決定日に決定されます。
3. 払込金額の総額の算定に用いた本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、第17回新株予約権については発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を当初行使価額であると仮定し、また第18回新株予約権については発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の120%に相当する金額を当初行使価額であると仮定し、全ての本新株予約権が当該当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。実際の当初行使価額は条件決定日に決定され、また、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
4. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、本新株予約権評価費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用及び変更登記費用等）の合計です。
5. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

<訂正後>

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,472,360,000	12,000,000	1,460,360,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額（第17回新株予約権及び第18回新株予約権の合計6,410,000円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（第17回新株予約権及び第18回新株予約権の合計1,465,950,000円）を合算した金額です。
2. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、本新株予約権評価費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用及び変更登記費用等）の合計です。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(注) 2. の全文削除及び3. 4. 5. の番号変更

(2)【手取金の使途】

<訂正前>

(本新株予約権に係る調達資金の具体的な使途及び支出予定時期)

上記差引手取概算額1,455,440,500円について、具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

第17回新株予約権

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
Data(データ:AI、ビッグデータ)、Device(デバイス:IoT、スマートデバイス)、Decentralized(非中央集権:ブロックチェーン技術)などの技術を保有する会社のM&A及び業務資本提携	395,052,800	2018年6月~2020年5月
上記重点技術を駆使したオフィスやラボの開設及び強化 (ア)米国シアトル市 (イ)東京都内	98,763,200	2018年6月~2019年5月

第18回新株予約権

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
Data(データ:AI、ビッグデータ)、Device(デバイス:IoT、スマートデバイス)、Decentralized(非中央集権:ブロックチェーン技術)などの技術を保有する会社のM&A及び業務資本提携	576,974,700	2018年10月~2020年5月
上記重点技術に関連する研究開発	384,649,800	2018年10月~2020年5月

(中略)

重点技術を駆使したオフィスやラボの開設及び強化

上記「1 新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権) (2)新株予約権の内容等 (注)1.本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由 (1)資金調達の主な目的」に記載のとおり、実社会における先端技術の実用例をオフィスやラボにおいて顧客企業やマスメディアの方々に実体験をしていただくことによって需要を創出し市場を開拓するため、このような実体験ができるようオフィスの開設及びラボの強化をすることに投資する必要があるところ、具体的には以下の費用が発生するため、それぞれ2019年5月頃までに充当する予定です。

(ア)米国シアトル市:働く人の生産性向上につなげることを目的として、オフィス内の様々な場所にIoT機器を設置し、例えば室温や照明などの制御を自動化することにより、働きやすい環境を構築したオフィスの開設をいたします。このように、最適化されたオフィス環境を実現するための構築費用として、オフィス物件取得、内部造作、周辺機器の購入などに59,257,900円を充当予定。

(イ)東京都内:現在稼働中のIoT Future Lab.(以下「イフラボ」という。)を強化し、IoT関係ベンダーとの協業拠点とし、日本最大のIoTコラボレーションスペースとすることを目指しております。イフラボの強化としては、周辺機器の購入、スペースの拡張、それに伴う内部造作などを計画しており、そのための資金に39,505,300円を充当予定。

(後略)

<訂正後>

(本新株予約権に係る調達資金の具体的な用途及び支出予定時期)

上記差引手取概算額1,460,360,000円について、具体的な用途及び支出予定時期は以下のとおりです。

第17回新株予約権

具体的な用途	金額(円)	支出予定時期
Data(データ:AI、ビッグデータ)、Device(デバイス:IoT、スマートデバイス)、Decentralized(非中央集権:ブロックチェーン技術)などの技術を保有する会社のM&A及び業務資本提携	396,352,000	2018年6月~2020年5月
上記重点技術を駆使したオフィスやラボの開設及び強化 (ア)米国シアトル市 (イ)東京都内	99,088,000	2018年6月~2019年5月

第18回新株予約権

具体的な用途	金額(円)	支出予定時期
Data(データ:AI、ビッグデータ)、Device(デバイス:IoT、スマートデバイス)、Decentralized(非中央集権:ブロックチェーン技術)などの技術を保有する会社のM&A及び業務資本提携	578,952,000	2018年10月~2020年5月
上記重点技術に関連する研究開発	385,968,000	2018年10月~2020年5月

(中略)

重点技術を駆使したオフィスやラボの開設及び強化

上記「1 新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権) (2)新株予約権の内容等 (注)1.本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由 (1)資金調達の主な目的」に記載のとおり、実社会における先端技術の実用例をオフィスやラボにおいて顧客企業やマスメディアの方々に実体験をしていただくことによって需要を創出し市場を開拓するため、このような実体験ができるようオフィスの開設及びラボの強化をすることに投資する必要があるところ、具体的には以下の費用が発生するため、それぞれ2019年5月頃までに充当する予定です。

(ア)米国シアトル市:働く人の生産性向上につなげることを目的として、オフィス内の様々な場所にIoT機器を設置し、例えば室温や照明などの制御を自動化することにより、働きやすい環境を構築したオフィスの開設をいたします。このように、最適化されたオフィス環境を実現するための構築費用として、オフィス物件取得、内部造作、周辺機器の購入などに59,452,800円を充当予定。

(イ)東京都内:現在稼働中のIoT Future Lab.(以下「イフラボ」という。)を強化し、IoT関係ベンダーとの協業拠点とし、日本最大のIoTコラボレーションスペースとすることを目指しております。イフラボの強化としては、周辺機器の購入、スペースの拡張、それに伴う内部造作などを計画しており、そのための資金に39,635,200円を充当予定。

(後略)

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所における市場変更について

< 訂正前 >

当社普通株式は、本有価証券届出書提出日現在、東京証券取引所マザーズに上場されておりますが、2018年3月26日（月）に東京証券取引所における市場変更を予定しております。

< 訂正後 >

当社普通株式の上場市場は、2018年3月26日（月）付で、東京証券取引所マザーズ市場から東京証券取引所市場第一部へ市場変更されました。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

<訂正前>

当社は、本新株予約権の発行決議日と同日である本日、東京証券取引所より当社株式の東京証券取引所市場第一部への市場変更につき承認をいただいている旨及び当該市場変更に伴う記念配当を含む配当予想の修正に係る決議を行った旨を公表しております。当社は、かかる公表による株価への影響を織り込んだ上で本新株予約権の払込金額を決定すべく、発行決議日である本日時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値をそれぞれ算定し、高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額を決定することを想定しております。

上記想定に基づき、当社は、発行決議日時点の本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及び覚書に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計(代表者:黒崎知岳、住所:東京都港区元赤坂一丁目1番8号)(以下「赤坂国際会計」という。)に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及び覚書に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の株式処分コスト、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提(当社の株価、当社株式のボラティリティ、配当利回り、無リスク利率、当社の資金調達需要が一樣に発生すること、資金調達需要が発生している場合には当社による行使禁止通知がなされないこと、当社からの通知による本新株予約権の取得が行われないこと、割当予定先は行使禁止通知のない場合に株価が権利行使価額を上回っている限り市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに権利行使及び売却を実施すること、割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストが発生すること等)を置き評価を実施しております。なお、本価格算定の実施にあたっては当該市場変更に伴う記念配当を含む配当予想の修正による影響が考慮されております。

その結果、本日(発行決議日)時点の本新株予約権1個当たりの評価額は、第17回新株予約権については654円、第18回新株予約権については573円と算定され、当社は、これを参考として本日(発行決議日)時点の本新株予約権1個当たりの払込金額を、上記評価額と同額(第17回新株予約権については654円、第18回新株予約権については573円)と決定しました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、第17回新株予約権については条件決定基準株価に相当する金額とし、第18回新株予約権については条件決定基準株価の120%に相当する金額としており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されるものの、下限行使価額を下回ることはありません。なお、下限行使価額は、第17回新株予約権については、条件決定基準株価に相当する金額とし、第18回新株予約権については、条件決定基準株価の120%に相当する金額としております。そのため、本新株予約権の行使価額は、最近6ヶ月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。当社は、本新株予約権の払込金額が、かかる行使価額を踏まえて決定されることに照らしても、本新株予約権の払込金額の決定方法は合理的であると考えております。

なお、当社監査役による本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断は、条件決定日において本新株予約権の払込金額を最終的に決定する際に行いますが、当社監査役全員も、発行決議日における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値の高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額を決定するという方法は慎重かつ合理的な方法であり、かかる決定方法に基づき払込金額その他の本新株予約権の発行条件を決定するという取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないと判断しております。

<訂正後>

当社は、本新株予約権の発行決議日付で、東京証券取引所より当社株式の東京証券取引所市場第一部への市場変更につき承認をいただいている旨及び当該市場変更に伴う記念配当を含む配当予想の修正に係る決議を行った旨を公表しております。当社は、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、かかる公表による株価への影響を織り込んだ上で本新株予約権の払込金額を決定すべく、発行決議日時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値をそれぞれ算定し、高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額を決定しました。

上記に基づき、当社は、発行決議日時点及び条件決定日時点における本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及び覚書に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号）（以下「赤坂国際会計」という。）に依頼しました。赤坂国際会計は、両時点の本新株予約権の価値について、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及び覚書に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の株式処分コスト、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提（当社の株価、当社株式のボラティリティ、配当利回り、無リスク利率、当社の資金調達需要が一様に発生すること、資金調達需要が発生している場合には当社による行使禁止通知がなされないこと、当社からの通知による本新株予約権の取得が行われないこと、割当予定先は行使禁止通知のない場合に株価が権利行使価額を上回っている限り市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに権利行使及び売却を実施すること、割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストが発生すること等）を置き評価を実施しております。なお、本価格算定の実施にあたっては当該市場変更に伴う記念配当を含む配当予想の修正による影響が考慮されております。

その結果、発行決議日時点の本新株予約権1個当たりの評価額は、第17回新株予約権については654円、第18回新株予約権については573円と算定され、当社は、これを参考として発行決議日時点の本新株予約権1個当たりの払込金額を、上記評価額と同額（第17回新株予約権については654円、第18回新株予約権については573円）と決定しました。また、株価変動等諸般の事情を考慮の上で2018年3月27日を条件決定日としたところ、条件決定日時点の本新株予約権1個当たりの評価額は、第17回新株予約権については660円、第18回新株予約権については580円と算定され、当社は、これを参考として条件決定日時点の本新株予約権1個当たりの払込金額を、上記評価額と同額（第17回新株予約権については660円、第18回新株予約権については580円）と決定しました。その上で、両時点における払込金額を比較し、より既存株主の利益に資する払込金額となるように、最終的に本新株予約権1個当たりの払込金額を、第17回新株予約権について660円、第18回新株予約権について580円と決定しました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、第17回新株予約権については条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とし、第18回新株予約権については条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の120%に相当する金額としており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されるものの、下限行使価額を下回ることはありません。なお、下限行使価額は、第17回新株予約権については、条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とし、第18回新株予約権については、条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の120%に相当する金額としております。そのため、本新株予約権の行使価額は、最近6ヶ月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。当社は、本新株予約権の払込金額が、かかる行使価額を踏まえて決定されていることに照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な価額であると考えております。

当社監査役全員も、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、赤坂国際会計は割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の払込金額は赤坂国際会計によって算出された評価額と同額であることから、本新株予約権の発行については、割当予定先に特に有利ではなく、法令に違反する重大な事実は認められないと判断しております。